

(別添3-2)避難住民の誘導

※ 計画に定める避難住民の誘導方法の原則的な流れ(全市域が要避難地域となった場合)

避難実施要領の作成

具体的な避難住民の誘導方法を定めるもの。定めたのち、住民に伝達するとともに、県警察等の関係機関に通知する。

(記載内容例) ○事態の状況 ○避難住民の誘導のための体制
○運送手段 ○安全確保措置 ○終了時間 等

避難住民の誘導体制整備

- ① 市バス及び地下鉄の通常運行の可能な限りでの確保
- ② 避難経路へ、避難住民の誘導のための市職員及び消防団員を配置
- ③ 避難中継場所を開設(1区1ヶ所で、市職員、市職員としての医師及び看護保健職員を配置し、主に自力避難困難者の運送中継場所として使用する。)
- ④ 避難中継場所から避難住民を運送するための鉄道駅等を指定(以下「鉄道駅等」という。)し、そこに市職員、市職員としての医師及び看護保健職員を配置
- ⑤ 避難住民運送用バスを配車(避難中継場所⇄鉄道駅等)
- ⑥ 自力避難困難者の避難誘導のため、巡回班(各区巡回用市バス)及び伝達班(学区に1班)を配置
- ⑦ 必要な場合、警察官等による避難住民の誘導を要請

避難住民の誘導

- ① 市職員及び消防団員により、自主的に避難する住民を誘導
- ② 市バス及び地下鉄の通常運行に努め、自主的に避難する住民を運送
- ③ 地域住民の自発的協力を得て、伝達班は、自力避難困難者等に避難の指示を伝達
- ④ 巡回班は、発見された自力避難困難者を、避難中継場所まで運送
- ⑤ 避難住民運送用バスは、避難中継場所から鉄道駅等まで、自力避難困難者等を運送
- ⑥ 避難中継場所及び鉄道駅等において医療を提供
- ⑦ 鉄道駅等において備蓄食料を提供(遠方避難の場合のみ。)
- ⑧ 必要な場合、交通整理及び秩序維持等を警察官に要請

避難住民の誘導の終了

- ① 巡回班用市バス及び避難住民運送用バスにより、避難する協力者等を運送
- ② 徒歩による市職員の避難の開始(途中、自力避難困難者等の発見に努め、発見した自力避難困難者等の避難誘導を実施する。)

武力攻撃等の開始